

証券コード 7782  
2023年3月14日  
(電子提供措置の開始日2023年3月8日)

株 主 各 位

東京都文京区本郷一丁目28番34号  
株 式 会 社 シ ン シ ア  
代表取締役執行役員社長 中 村 研

## 第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第15回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.sincere-vision.com>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「総覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、ご来場の株主さまにおかれましては、感染拡大防止への観点から、お越しいただいてもご入場できない場合がございますのでご留意ください。

議決権につきましては、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月29日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月30日（木曜日）午前10時（受付開始午前9時30分）

2. 場 所 東京都中央区日本橋箱崎町42番1号

T-CATホール1階（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的 事 項

報告 事 項

1. 第15期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第15期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

決議 事 項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

以 上

## 【株主の皆さまへのお願い】

- ◎株主さまの新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、健康状態に拘わらず、**可能な限り会場へのご来場はお控えいただき、書面により事前に議決権行使いただきますようお願い申しあげます。**
- ◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により会場等を変更する場合がございます。今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイトによりお知らせいたしますので、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申しあげます。
- ◎株主総会に来場される株主さまは、マスクの持参・着用をお願い申しあげます。
- ◎株主総会に来場される株主さまには、会場入り口付近で検温をさせていただきます。体温のご計測にご協力いただけない方、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りさせていただきます。なお、海外より帰国されてから14日間が経過していない株主さまは受付でお申し出いただきますようお願い申しあげます。
- ◎会場受付付近で、株主さまのためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ◎会場内の座席間隔を確保するため、ご用意できる席数が例年より減少しております。そのため、入場を制限させていただく場合がございます。
- ◎株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対させていただきます。
- ◎本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主総会にご来場される株主さまにおかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申しあげます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- ◎代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎議決権の不統一行使を行う株主さまは、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨及び理由をご通知くださいますようお願い申しあげます。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び定款の規定に基づき、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」を記載しておりませんので、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。  
なお、ご送付している書面の参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産はご用意いたしておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、今後の事業展開等も勘案して、以下のとおり第15期の期末配当をいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類

金銭といたします。

- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は25,207,956円となります。

- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年3月31日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~7. (条文省略) (新設)</p> <p>8. 前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~7. (現行どおり)</p> <p><u>8. 各種事業に関する各種情報提供及びコンサルティング業務</u></p> <p><u>9. 情報システムの企画、開発、管理、販売</u></p> <p>10. 前各号に附帯する一切の業務</p>

## 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	属性
1	なかむらけん 中 村 研	代表取締役執行役員社長	再任
2	あらいしんいち 荒 井 慎 一	取締役執行役員管理部長	再任
3	なかむらけんたろう 中 村 健 太 郎	執行役員事業推進部長	新任

なかむら  
中 村 研  
(1973年1月10日生)

再任

所有する当社株式の数  
241,700株

取締役会出席状況  
18/18回

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1997年10月 中央監査法人入所
- 2001年 6月 公認会計士登録
- 2006年 7月 (株)キャピタルメディカ（現(株)ユカリ亞）入社
- 2008年 9月 当社代表取締役社長
- 2010年 6月 (株)カラコンワークス代表取締役（現任）
- 2012年 7月 Sincere Vision Co., Ltd. Director（現任）
- 2013年 5月 新視野光學股份有限公司董事（現任）
- 2014年 4月 INCERE LENS SDN.BHD. Director（現任）
- 2014年 5月 Sincere Vision (Thailand) Co.,Ltd. Director（現任）
- 2016年 1月 当社代表取締役執行役員社長（現任）
- 2021年12月 (株)ジェネリックコーポレーション代表取締役（現任）

＜取締役候補者とした理由＞

長年にわたり当社の代表取締役を務め、経営に関する豊富な経験と高い見識をもとに現在に至るまで強力なリーダーシップと決断力により、当社を発展させてまいりました。当社の持続的成長と企業価値向上実現のため、取締役として適任であると判断しました。

荒 井 慎 一  
(1968年5月14日生)

再任

所有する当社株式の数  
13,200株

取締役会出席状況  
18/18回

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1991年 4月 日本デジタルイクリューブメント(株)入社
- 2001年 1月 永田会計事務所入所
- 2003年 4月 (株)ゼロン入社
- 2008年 9月 (株)ウトワ (現(株)メルシス) 入社
- 2012年 6月 当社入社
- 2013年 6月 新視野光學股份有限公司監察人
- 2014年 7月 当社管理部長
- 2016年 1月 当社執行役員管理部長
- 2016年 7月 当社取締役執行役員管理部長 (現任)
- 2018年 6月 新視野光學股份有限公司董事 (現任)

<取締役候補者とした理由>

2014年から当社管理部長を務め、経理財務及び管理部門を統括する責任者を務めるとともに、当社グループ会社を監督しています。同氏の幅広い経験及び知見を当社経営に活かし当社グループの更なる成長及び企業価値の向上のため、取締役として適任であると判断しました。

---

候補者番号 3

なかむらけんたろう  
中村健太郎  
(1965年5月23日生)

新任

所有する当社株式の数  
一株

---

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

---

1989年 4月 (株)日本長期信用銀行（現(株)SBI新生銀行）入行  
1998年 5月 朝日監査法人（現(株)KPMG FAS）入所  
2002年 3月 Pacific Advisory Group of America LLC 入社  
2004年 4月 メリルリンチ日本証券(株)（現BofA証券(株)）入社  
2007年 5月 (株)キャピタルメディア（現(株)ユカリ亞）入社  
執行役員 経営企画部長  
2020年 6月 同社 執行役員 シニア事業本部長  
2021年 8月 同社 執行役員 プラットフォーム事業本部長  
2022年 7月 同社 経営企画本部 事業開発部長  
2023年 1月 当社入社 執行役員事業推進部長（現任）

〈取締役候補者とした理由〉

金融業界及び医療業界における幅広い経験を有し、特に事業戦略、M&A等を含めた新規事業開発の経験が豊富であります。同氏の幅広い経験及び知見を当社経営に活かし当社グループの更なる成長及び企業価値の向上のため、取締役として適任であると判断しました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の会社役員の状況に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されると、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。  
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

# 事業報告

(2022年1月1日から)  
(2022年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新たな変異株の発生による新型コロナウイルス感染拡大を受け2022年年初にまん延防止等重点措置が発令されるなど、依然同感染症拡大の影響を受けたものの、新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種拡大や、全国旅行支援や外国人入国制限の撤廃などの政府による対策の実施等の結果、従来の経済活動に戻る兆しも見られる状況となっております。

また、世界経済は、米国での大規模な経済対策、欧米での新型コロナウイルス感染症に係るワクチン普及に伴う社会活動の正常化などを背景に回復基調にあるものの、世界的な半導体不足による製造業への影響、さらに中国におけるロックダウンなどの影響もあり、内外需ともに伸び悩みを見せております。加えて、ロシアによるウクライナ侵攻が資源・食料価格の高騰やサプライチェーンの混乱を招き、コロナ後の需要回復と相まって世界的なインフレ圧力が高まっております。

コンタクトレンズ業界におきましては、急速な少子高齢化に伴う人口減少が進んでいるものの、1日使い捨てタイプコンタクトレンズへのニーズのシフトが継続していることや近視人口の急激な増加・若年化が進んでいること、また、カラーコンタクトレンズ市場の拡大等もあり、コンタクトレンズ市場全体は緩やかながら成長基調にあるものと推測しております。しかしながら、価格、販路、広告戦略等々における各メーカー間の競争が激化していることに加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止による外出自粛やインバウンド需要の消失、さらには在宅勤務、リモート化によって今までの生活様式が変わりつつあるなど当社を取り巻く環境は厳しい状況が継続しております。

なお、当社グループの事業は、コンタクトレンズ製造販売の単一事業でありましたが、2022年12月に、株式会社フォー・アイズよりクリニック運営に関するコンサルティング事業を譲り受けたことに伴い、当連結会計年度から報告セグメントを従来の「コンタクトレンズ事業」の単一事業から、「コンタクトレンズ事業」及び「コンサルティング事業」の2区分に変更しております。

このような環境の中、コンタクトレンズ事業においてクリアレンズを中心に売上高が大幅に増加したことに加えコンサルティング事業を開始したことなどから売上高が5,585,661千円（前連結会計年度比22.6%増）となりました。

利益面につきましては、コンタクトレンズ事業において、為替相場や輸送費の高騰などの影響により仕入れコストが上昇したことなどから売上総利益率が25.1%（同5.1ポイント減）となったものの売上高の増加が寄与し売上総利益は1,402,456千円（同1.8%増）となりました。販売費及び一般管理費は、コンサルティング事業において、M&A関連費用が発生し、コンタクトレンズ事業において、荷造運賃などの変動費が増加したもののコストの見直しを進めたことなどにより1,251,936千円（同1.6%減）となり営業利益は150,520千円（同43.1%増）となりました。また、営業外損益として為替差益28,495千円、デリバティブ評価損75,335千円などを計上したことから経常利益は112,877千円（同0.9%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は66,074千円（同21.3%減）となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より報告セグメントを2区分に変更したため、コンタクトレンズ事業のセグメント利益及びコンサルティング事業については前期比較は行っておりません。

### 【コンタクトレンズ事業】

当社ブランド商品の売上高につきまして、クリアレンズは、当社主力商品であるシリコンハイドロゲル素材コンタクトレンズ「SINCERE 1DAY S」が1,206,909千円（前連結会計年度比24.7%増）、ドラッグストア専売コンタクトレンズである「EyeWell」シリーズは2022年3月に販売を開始した2WEEK EyeWellの取扱店舗数の増加などにより274,423千円（同38.9%増）と順調に拡大し2,722,963千円（同25.2%増）となりました。カラーレンズは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う外出自粛等の行動制限の緩和に加え2021年5月に販売を開始した「SINCERE 1DAY S クレシェ」の取扱店舗数の増加などにより579,872千円（同37.2%増）となりました。一方、プライベートブランド商品の売上高につきまして、クリアレンズは、引き続き販売各社における販売が好調に推移していることなどにより1,645,711千円（同29.5%増）と大幅に増加しました。カラーレンズは、新規案件の追加発注があったものの販売各社における販売計画の遅延などにより632,114千円（同8.2%減）となりました。その結果、コンタクトレンズ事業の売上高は5,580,661千円（同22.5%増）となりました。セグメント利益は、荷造運賃などの変動費が増加したものの広告宣伝及び販売促進活動が効率的に運用できたことなどにより361,708千円となりました。

### 【コンサルティング事業】

当連結会計年度より新たな事業セグメントとしたコンサルティング事業は、2022年11月21日に開示しました「事業譲受に関するお知らせ」のとおり、今後、大きな成長が見込まれる自由診療クリニックのコンサルティング事業に進出することを目的に、株式会社フォー・アイズよりクリニック運営に関するコンサルティング事業を譲り受け2022年12月より事業を開始しました。売上高は5,000千円となったものの、M&A関連費用が発生したことなどからセグメント損失は14,161千円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、主に運転資金として株式会社関西みらい銀行より200,000千円、三井住友信託銀行株式会社より150,000千円、株式会社横浜銀行より100,000千円、事業買収に必要な資金として株式会社関西みらい銀行より76,000千円、総額で526,000千円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、今後、大きな成長が見込まれる自由診療クリニックのコンサルティング事業への進出を目的に、2022年12月2日付で、株式会社フォー・アイズが運営する医療脱毛クリニック運営に関するコンサルティング事業を譲受けております。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第12期 (2019年12月期)	第13期 (2020年12月期)	第14期 (2021年12月期)	第15期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売上高(千円)	4,368,728	4,188,300	4,557,183	5,585,661
経常利益(千円)	152,241	215,765	113,888	112,877
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	76,313	142,326	83,934	66,074
1株当たり当期純利益(円)	12.29	22.92	13.39	10.50
総資産(千円)	2,881,701	2,897,135	3,289,532	3,576,837
純資産(千円)	1,887,726	1,967,871	2,040,043	1,987,707
1株当たり純資産額(円)	304.08	313.95	325.47	315.41

### ② 当社の財産及び損益の状況

区分	第12期 (2019年12月期)	第13期 (2020年12月期)	第14期 (2021年12月期)	第15期 (当事業年度) (2022年12月期)
売上高(千円)	4,145,623	4,065,396	4,467,123	5,271,102
経常利益(千円)	131,255	199,308	107,173	125,629
当期純利益(千円)	60,766	128,992	73,727	81,185
1株当たり当期純利益(円)	9.79	20.77	11.76	12.90
総資産(千円)	2,739,593	2,795,240	3,161,781	3,490,064
純資産(千円)	1,839,274	1,907,199	1,977,774	1,942,770
1株当たり純資産額(円)	296.27	304.27	315.54	308.28

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する 議決権比率	当 社 と の 関 係
株式会社ユカリア	100,000千円	64.2%	販売、仕入れ等の取引はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Sincere Vision Co., Ltd.	100,000HKD	100.0%	コンタクトレンズの卸販売
新視野光學股份有限公司	2,000,000TWD	100.0	コンタクトレンズの卸販売
株式会社カラコンワークス	9,900千円	100.0	コンタクトレンズの通信販売
株式会社ジェネリックコーポレーション	33,500千円	100.0	コンタクトレンズの通信販売

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、対処すべき課題として以下の施策に取り組んでまいります。

##### ① 商品開発力の強化

今後、日本国内の少子高齢化が進展することは確実であり、コンタクトレンズユーザーの主要部分を占める若年層が減少することは否めず、コンタクトレンズメーカー各社の競争が激化することが想定されます。

このような状況で競争力を高め、勝ち残っていくためには、新素材を活用した、より高機能で良好な装用感を得られるコンタクトレンズの開発、細分化するニーズを着実に捉えた商品スペック、デザインの整備が必要あります。

当社グループにとって、時代とともに変化する購買傾向に即した商品を開発し、販売することは、コンタクトレンズの販売を行う上で最も重視しなければならない課題であります。当社グループは、消費者のニーズの的確な把握、商品開発における柔軟性の確保に努めてまいります。

##### ② 人材の確保

当社は高度管理医療機器であるコンタクトレンズ製造販売会社であり、かつ、最終消費者の方々のニーズが目まぐるしく変化する美容という分野に属するカラーコンタクトレンズを扱い、経営戦略上、幅広い販売チャネル展開を実施しています。

当社にとって多種多様な優秀な人材の確保は、重要な経営課題であり、中長期的な企業価値向上に向けては何よりも欠かせないものと考えております。今後も市況に鑑みながら、採用活動を継続し、ニューノーマル時代を見据え、多彩な人材が多様な働き方を選択できる人事制度や環境を整備していくことで、当社グループの持続的な成長を支える組織体制の盤石化を図ってまいります。

##### ③ 当社ブランド商品の認知度向上

「ひとみに、誠実に」の企業理念の下、更なる品質向上に努め、販売チャネルごとの販促活動戦略により、当社ブランド商品の認知度向上を図ることが必要であると考えております。当社ブランド商品の認知度向上は、お客様の当社ブランド商品への信頼性を高め、大手企業と連携した事業展開を有利に進め、当社グループを支える優秀な人材確保に寄与するものと考えております。今後も費用対効果を慎重に検討の上、広告宣伝活動及びプロモーション活動の強化を図ってまいります。

#### ④ 海外事業展開の見直し

当社グループの更なる発展のためには海外売上高の伸長が不可欠であると考えております。当社は近年の中国をはじめとするアジア各国の経済成長に伴うコンタクトレンズ市場の拡大を見込み、積極的に海外へ事業展開してまいりました。しかしながら、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大等の要因により当初の想定から大きく変化しております。

引き続き海外展開は必要と考えておりますが、今後は資金・人的リソースの配分を効率的に行いながら、サービスの展開と収益力強化に努めてまいります。

#### ⑤ 内部管理体制の強化

当社グループが外部環境の変化に対応しつつ持続的な成長を達成するためには、業務効率の改善を図りつつも、内部管理体制の維持・強化が必要であると考えております。そのために、グループ各社の経営陣の監督の下、業務フローの共通化やコンプライアンスの遵守の徹底等により内部管理体制を強化するとともに、コーポレートガバナンス・コードに沿った各種施策に取り組むことによりグループ経営体制を強化してまいります。

#### ⑥ コンプライアンス経営体制の強化

当社は、コンプライアンス経営の重要性を認識しており、当社の継続的な成長や社会的信用の構築に不可欠であると認識しております。そのため、役員及び社員は、常に倫理観を持って行動するよう、定期的にコンプライアンスに関する研修を行っております。また内部監査部門、監査等委員会、会計監査人との連携を強化し、内部統制の充実を図ることがコンプライアンス強化につながると考え、連携強化を図っております。

#### ⑦ 企業買収

当社は、成長戦略の一環としてM&Aによる事業の多様化を推進しております。当連結会計年度においては、自由診療クリニックのコンサルティング事業に進出することを目的に株式会社フォー・アイズよりクリニック運営に関するコンサルティング事業を譲り受けました。当社は、M&Aを検討する際には、当社事業とのシナジー、事業戦略との整合性、買収後の収益性、買収プロセスの透明性、買収後の統合効果等に留意し、今後も、M&Aによる一層の事業拡大を図ってまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

当社グループは、以下の内容を主な事業としています。

事業部門	事業内容
コンタクトレンズ事業	製造、小売り販売店及び代理店（一次・二次）に対しての卸販売並びに当該業務に附帯する業務
コンサルティング事業	各種コンサルティング業務及び当該業務に附帯する業務

## (6) 主要な営業所及び工場 (2022年12月31日現在)

### ① 当社

東京都文京区で事業展開しております。

### ② 子会社

東京都文京区のほか、香港（上環禧利街）、台湾（高雄市）で事業展開しております。

## (7) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
42名	4名減

(注) 使用人数には契約社員を含み、臨時従業員は含んでおりません。

### ② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
41名	1名増	44.1歳	7.3年

(注) 使用人数には契約社員を含み、臨時従業員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社関西みらい銀行	255,266千円
株式会社みずほ銀行	200,000千円
株式会社徳島大正銀行	163,337千円
株式会社武蔵野銀行	159,992千円
三井住友信託銀行株式会社	150,000千円
株式会社横浜銀行	93,220千円
朝日信用金庫	75,000千円

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年12月31日現在)

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 24,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 6,862,200株  |
| ③ 株主数      | 3,689名      |
| ④ 大株主      |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ユ カ リ ア	4,050,000株	64.2%
中 村 研	241,700	3.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	138,100	2.1
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	117,530	1.8
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M L SCB RD	83,778	1.3
萩 原 隼 人	73,000	1.1
相 原 輝 夫	47,500	0.7
安 部 孝 一	43,500	0.6
a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社	43,400	0.6
大 和 証 券 株 式 会 社	36,600	0.5

(注) 1.当社は、自己株式を560,211株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2.持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次の通りです。

当社は、取締役（社外取締役を含む、監査等委員である取締役を除く。）を対象に当社の企業価値の持続的な向上を図り株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としてインセンティブを与えるとともに、監査等委員である取締役を対象に当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを与えることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区別別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	17,200株	2名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	一株	一名
監査等委員である取締役	2,400株	2名

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他の新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況 (2022年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	中村 研	執行役員社長 (株)カラコンワークス代表取締役 Sincere Vision Co., Ltd. Director 新視野光學股份有限公司董事 SINCERE LENS SDN.BHD.Director Sincere Vision (Thailand) Co.,Ltd.Director (株)ジェネリックコーポレーション代表取締役
取締役	荒井 慎一	執行役員管理部長 新視野光學股份有限公司董事
取締役 (常勤監査等委員)	中本 義人	
取締役 (監査等委員)	加瀬 豊	加瀬公認会計士事務所所長
取締役 (監査等委員)	不破 鉄二	(株)ナチュラリ取締役 (株)D&Iインベストメント取締役 (株)トーキョー工務店取締役 (株)ドリームキャリア取締役

- (注) 1. 取締役中本義人氏、取締役加瀬豊氏及び取締役不破鉄二氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を選定しております。  
 3. 監査等委員加瀬豊氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 5. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼任者を除く2022年12月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

会社における地位	氏 名	担当
執行役員	新保 良央	第一営業部長
執行役員	木村 匡元	第二営業部長
執行役員	近藤 貴子	薬務部長
執行役員	麻生 俊幸	マーケティング部長
執行役員	谷口 徹	経営企画室長

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役中本義人氏、取締役加瀬豊氏及び不破鉄二氏につきましては会社法第425条第1項に定める額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補する事としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については補填の対象外としております。なお、当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、取締役（監査等委員）及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

## ④ 取締役の報酬等

### イ. 取締役の個人別の報酬の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年3月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の決定方針は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

当社の取締役（社外取締役を含むが、監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等としての株式報酬から成るものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

#### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社の業績、職務の内容、職位及び成果、在任年数、従業員給与の水準等を総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図る報酬構成とするため、譲渡制限付株式とする。譲渡制限付株式は対象取締役の職務執行開始日から1か月を経過する日までになされる取締役会決議により付与し、その付与数は役位に応じて決定する。また、譲渡制限期間は払込期日から当社の取締役の地位を退任するまでとし、当社の取締役会が定める期間、継続して取締役の地位にあることを条件に譲渡制限を解除する。

4. 基本報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績運動報酬等は支給せず、固定報酬のうち30%を上限に非金銭報酬等である譲渡制限付株式として支給する。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の基本報酬の額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的な内容の決定について委任を受けるものとし、代表取締役社長は、上記2.の方針に従ってこれを決定する。各取締役の株式報酬については、代表取締役社長は、上記3.の方針に従って各取締役の基本報酬の額及び役位に基づき割当株式数の原案を作成する。取締役会は、原案に基づき協議のうえ、決定するものとする。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		員数
		基本報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	38,747千円 (1,200)	32,310千円 (1,200)	6,437千円 (一)	4名 (2)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	7,199 (7,199)	6,750 (6,750)	449 (449)	3 (3)
監査役 (うち社外監査役)	2,700 (2,700)	2,700 (2,700)	—	3 (3)
合計 (うち社外役員)	48,646 (11,099)	41,760 (10,650)	6,886 (449)	10 (8)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当社は、2022年3月30日で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。監査等委員会設置会社への移行前の取締役の報酬限度額は、2015年3月26日開催の第7回定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役2名）です。また、監査等委員会設置会社への移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2022年3月30日開催の第14回定時株主総会において年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。また、別枠で、同株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額20,000千円以内（ただし、年40,000株を上限とする。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は2名です。上記取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、当事業年度において監査等委員会設置会社への移行前に支給した報酬等を含めています。
3. 監査等委員会設置会社への移行前の監査役の報酬限度額は、2015年3月26日開催の第7回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）です。また、監査等委員会設置会社への移行後の取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2022年3月30日開催の第14回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。また、別枠で、同株主総会において、取締役（監査等委員）に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額10,000千円以内（ただし、年20,000株を上限とする。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役3名）です。
4. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度における費用計上額を記載しております。
5. 取締役会は、代表取締役執行役員社長中村研に対し各取締役の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社を取り巻く環境、経営状況等を最も熟知しており、適切に個人別の取締役の報酬額等を決定できると判断しているためあります。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）加瀬豊氏は、加瀬公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）不破鉄二氏は、株式会社ナチュラリ、株式会社D&Iインベストメント、株式会社トーキョー工務店及び株式会社ドリームキャリアの取締役であります。当社と兼職先である株式会社ナチュラリとの間には取引関係があります。

### ロ. 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況等
取締役 (監査等委員) 中 本 義 人	当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会3回、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会10回の全てに出席し、金融機関における長年の経験、さらに、他社の取締役としての豊富な経験・知識に基づき、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 加 瀬 豊	当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会3回、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会10回の全てに出席し、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 不 破 鉄 二	2022年3月30日開催の第14回定時株主総会において新たに選任され就任後、当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会10回の全てに出席し、金融機関における長年の経験、さらに、他社の取締役としての豊富な経験・知識に基づき、適宜発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

当社の会計監査人は、2022年3月30日開催の第14回定時株主総会においてMoore至誠監査法人が選任され、当事業年度（第15期）の会計監査は同監査法人が実施いたしました。なお、第14回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した有限責任 あずさ監査法人は、前事業年度（第14期）に係る会計監査のみ実施いたしました。

##### ① 名称 Mooreみらい監査法人

（注）2022年7月1日付でMoore至誠監査法人はきさらぎ監査法人と合併し、Mooreみらい監査法人と名称を変更しております。

##### ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000

- （注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### ③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

##### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役は、会社経営に関する重要事項及び業務執行状況を取締役会に報告して情報の共有化を図り、それに関する意見を交換することにより、取締役会による取締役の業務執行の監督を充実させる。
  - ロ. 取締役会は、取締役会規則に従い取締役会に付議された議案が十分審議される体制をとり、会社の業務執行に関する意思決定が法令及び定款に適合することを確保する。
  - ハ. 代表取締役は、法令若しくは取締役会から委任された会社の業務執行を行うとともに、取締役会の決定、決議及び社内規程に従い業務を執行する。
  - 二. 取締役を含む役職員が、業務を執行するにあたり遵守すべき行動基準としてコンプライアンス規程を制定する。
  - ホ. 役職員に対して定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令及び定款の遵守並びに浸透を図る。
  - ヘ. 役職員に対して、他社で発生した重大な不祥事・事故についても、速やかに周知するほか、必要な教育を実施する。
  - ト. 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- 
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ. 取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、法令及び文書管理規程等社内規程に則り作成、保存、管理する。
  - ロ. 情報の不正使用及び漏洩の防止のためのシステムを確立し、情報セキュリティ施策を推進する。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - イ. リスク管理体制を体系的に定めるリスク管理規程を制定する。
    - ロ. リスク管理最高責任者及びリスク管理担当者は、リスクの予防に努めるほか、リスク管理規程に基づき想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
  - ハ. 内部監査担当部署は、監査等委員会と連携して、各種リスクの管理状況の監査を実施する。
- 
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - イ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌、職務権限規程において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
    - ロ. 取締役会は、中期経営計画及び業績目標を設定し、代表取締役及び取締役がその達成に向けて職務を遂行した成果である実績を管理する。
  - ハ. 取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の遂行状況について報告を行い、取締役の職務の執行について監視・監督を行う。また、職務の執行が効率的に行われていることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。
- 
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - イ. 使用人を含む役職員が、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動指針としてコンプライアンス規程を制定する。
    - ロ. 役職員に対して、定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令及び定款の遵守並びに浸透を図る。

- ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - イ. 当社の子会社の経営管理については、関係会社管理規程等に基づく報告のもと、その業務遂行状況を把握し、管理を行うものとする。
  - ロ. 当社グループの各子会社における監査は、各子会社監査役と当社内部監査担当部署が連携し実施する。その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告する。
  - ハ. 当社は、親会社との間で、上場企業とその親会社としてのお互いの立場を尊重したうえで企業グループとしての業務を適切に行い、その社会的責任を全うするために必要に応じて、親会社に対し、当社の経営情報を提供し、また、親会社の内部監査担当部署との連携も行う。
- ⑦ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - イ. 監査等委員会の承認により、その職務を補助すべき使用人を求める場合、当該使用人の配置を検討するものとし、具体的な配置にあたっては、その具体的な内容（組織、人数等）を調整し実施する。
  - ロ. 当該使用人は、職務執行にあたっては取締役から独立した立場とし、監査等委員会の指揮命令に基づき職務をする。
  - ハ. 監査等委員会の職務を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分は、監査等委員会の同意を得る。
- ⑧ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
  - イ. 取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において隨時、担当する業務の執行状況について報告を行う。
  - ロ. 取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて会社の業務の執行状況について報告する。
  - ハ. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、又は通報を受けたときは、速やかに監査等委員会に報告する。

- ⑨ 当社の監査等委員会へ報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査等委員会へ報告をしたものが報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

- ⑩ 当社の監査等委員の職務の執行に生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑪ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

ロ. 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

ハ. 内部監査担当部署は、内部監査規程に則り監査が実施できる体制を整備し、監査等委員会との相互連携を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス委員会が中心となり、コンプライアンスの状況・問題等の把握及び報告、対応策の協議、並びに役職員への教育及び研修を実施いたしました。
- ② 当社の子会社の事業運営状況は、適宜取締役会並びに代表取締役へ報告がなされており、子会社の業務運営、経営管理の適正さを確保しております。
- ③ 内部監査担当者は、年度監査計画に基づき、当社並びに子会社の内部統制の整備・運用状況をモニタリングし、その監査結果を代表取締役及び監査等委員会へ適宜報告をしております。
- ④ 監査等委員会は、監査等委員相互の情報交換を行うとともに、内部監査担当者から報告を受け、業務について調査・監査を行いました。
- ⑤ 監査等委員会は、自ら監査を行うほか、会計監査人及び内部監査担当者と密な連携を図り、情報交換を行うとともに、内部監査担当者にはその内部監査の結果の報告に関する指示を行い、会計監査人には適宜その報告の説明を求め、会計に関する監査を行いました。

## 4. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策につきましては、連結配当性向30%を目指としており、今後の業績予想、経営体質強化の為に必要な内部留保の確保など総合的に勘案し、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

## 連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	3,350,673	流 動 負 債	963,574
現 金 及 び 預 金	1,132,650	買 掛 金	71,634
受 取 手 形	42,094	短 期 借 入 金	350,000
売 掛 金	941,000	1年内返済予定の長期借入金	208,152
商 品	845,434	未 払 法 人 税 等	75,714
貯 藏 品	71,087	契 約 負 債	37,328
前 渡 金	73,285	賞 与 引 当 金	11,970
未 収 還 付 法 人 税 等	577	株 主 優 待 引 当 金	6,800
外 国 為 替 差 入 証 拠 金	212,969	デ リ バ テ ィ ブ 債 務	4,243
そ の 他	95,081	そ の 他	197,731
貸 倒 引 当 金	△63,506	固 定 負 債	625,554
固 定 資 産	226,163	長 期 借 入 金	538,663
有 形 固 定 資 産	30,796	長 期 預 り 保 証 金	13,000
建 物	21,157	デ リ バ テ ィ ブ 債 務	73,891
工 具、器 具 及 び 備 品	9,639	負 債 合 計	1,589,129
無 形 固 定 資 産	49,172	(純資産の部)	
の れ ん	40,655	株 主 資 本	2,003,307
そ の 他	8,516	資 本 金	273,422
投 資 そ の 他 の 資 産	146,194	資 本 剰 余 金	321,149
投 資 有 価 証 券	0	利 益 剰 余 金	1,761,037
繰 延 税 金 資 産	99,059	自 己 株 式	△352,302
そ の 他	47,214	その他の包括利益累計額	△15,599
貸 倒 引 当 金	△79	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△4,828
資 产 合 計	3,576,837	為 替 換 算 調 整 勘 定	△10,770
		純 資 产 合 計	1,987,707
		負 債 純 資 产 合 計	3,576,837

## 連結損益計算書

(2022年1月1日から)

(2022年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額		
売 上 高			5,585,661
売 上 原 価			4,183,205
売 上 総 利 益			1,402,456
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1,251,936
営 業 利 益			150,520
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	9,209		
為 替 差 益	28,495		
そ の 他	6,211		43,916
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	4,816		
デ リ バ テ ィ ブ 評 價 損	75,335		
そ の 他	1,407		81,559
経 常 利 益			112,877
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損	130		130
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			112,747
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	76,987		
法 人 税 等 調 整 額	△30,314		46,672
当 期 純 利 益			66,074
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			66,074

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から)  
(2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	273,422	325,642	1,767,551	△373,911	1,992,705
会計方針の変更による累積的影響額			△41,248		△41,248
会計方針の変更を反映した当 期 首 残 高	273,422	325,642	1,726,303	△373,911	1,951,456
当 期 变 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△31,339		△31,339
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益			66,074		66,074
自 己 株 式 の 処 分		△4,493		21,609	17,115
株主資本以外の項目の当 期 变 動 額 (純額)					
当 期 变 動 額 合 計	—	△4,493	34,734	21,609	51,850
当 期 末 残 高	273,422	321,149	1,761,037	△352,302	2,003,307

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	55,888	△8,549	47,338	2,040,043
会計方針の変更による累積的影響額				△41,248
会計方針の変更を反映した当 期 首 残 高	55,888	△8,549	47,338	1,988,795
当 期 变 勤 額				
剩 余 金 の 配 当				△31,339
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益				66,074
自 己 株 式 の 処 分				17,115
株主資本以外の項目の当 期 变 勤 額 (純額)	△60,716	△2,220	△62,937	△62,937
当 期 变 勤 額 合 計	△60,716	△2,220	△62,937	△11,087
当 期 末 残 高	△4,828	△10,770	△15,599	1,987,707

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	4社
・連結子会社の名称	株式会社カラコンワークス Sincere Vision Co., Ltd. 新視野光學股份有限公司 株式会社ジェネリックコーポレーション

##### ② 非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称	SINCERE LENS SDN. BHD. Sincere Vision (Thailand) Co., Ltd.
・連結の範囲から除いた理由	非連結子会社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に関するいずれも少額であることから、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### 持分法を適用していない非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称	SINCERE LENS SDN. BHD. Sincere Vision (Thailand) Co., Ltd.
・持分法を適用しない理由	当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

当連結会計年度において、株式会社ジェネリックコーポレーションは、決算日を12月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。なお、当連結会計年度における会計期間は9か月となっております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. 棚卸資産

・商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～50年

工具、器具及び備品 4年～20年

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 株主優待引当金

株主優待に係る費用の発生に伴い、翌連結会計年度に支出すると見込まれる額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

## ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### イ. コンタクトレンズ事業

当社及び連結子会社は、コンタクトレンズの製造及び販売を行っております。

当事業においては、顧客との販売契約に基づき、受注した商品を引き渡す義務を負っており、当該履行義務を充足する時点は商品の引渡時であることから、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、商品の国内販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。また、取引の対価は、義務の履行後、概ね5か月以内に受領（契約に基づき前受金を受領する場合がある。）しております。

なお、商品が返品された場合、当社は、当該商品の対価を返金する必要があります。この将来予想される返品部分に関しては、過去の実績に基づいた将来発生しうると考えられる予想返金額により算定し、販売時に収益を認識せず、顧客への返金が見込まれる金額については、返金負債を計上しております。

また、センターフィー等の顧客に支払われる対価が生ずる場合、取引価格は、契約において顧客と約束した対価から当該センターフィー等の見積額を控除した金額で算定しております。このセンターフィー等の見積額は、あらかじめ契約などで決定していることが多いことから、当該契約に基づき算定しております。

### ロ. コンサルティング事業

当社は、医療脱毛クリニック運営に関するコンサルティング業務を提供しております。

当事業においては、顧客との業務委託契約に基づき、コンサルティング業務を提供する義務を負っており、当該履行義務は、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。また、取引の対価は、義務の履行後、概ね1か月以内に受領しております。

## ⑥ 重要なヘッジ会計の方法

### イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

### ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引（商品輸入）

### ハ. ヘッジ方針

「デリバティブ管理規程」に基づき金利変動リスク、為替相場の変動リスクを回避する目的で行っております。

### 二. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が一致しており、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動等を相殺することができることを確認しております。

また、実行可能性が極めて高いかどうかの判断を行っております。

## ⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、10年間で均等償却しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりであります。

#### (1) 一定の返品が見込まれる取引

一定の返品が見込まれる取引について、従来は、返品実績に基づいて収益を減額しておりましたが、予想される返品部分に関しては、販売時に収益を認識しない方法に変更しております。

#### (2) 顧客に支払われる対価

センターフィー等の顧客に支払われる対価について、従来は、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項または書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の売上高は22,088千円減少し、販売費及び一般管理費は17,460千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ4,628千円減少しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は41,248千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### 棚卸資産の評価

##### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品	845,434千円
貯蔵品	71,087千円

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。具体的には、収益性の低下の事実を反映するように、品目ごとに過去の販売実績及び使用期限をもとに将来の販売見込数量を見積り、これを超過する棚卸資産を簿価の切下げの対象とすべき滞留在庫としております。

棚卸資産の将来の販売見込数量の見積りは、景気動向や顧客ニーズの変化等の外部環境の変動によって影響を受ける可能性があり、販売見込数量の見積りが想定を下回った場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### 4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症について、今後の広がり方や収束時期を予測することは困難ですが、経済活動が正常化に向かうことが見込まれるため当社グループの業績に与える影響は限定的であるとの仮定のもと、棚卸資産の評価、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化・深刻化し、当社の事業活動に支障が生じる場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 61,473千円

(2) 保証債務

下記の法人の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

医療法人緑風会 99,166千円

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,862,200株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月30日 定時株主総会	普通株式	31,339	5	2021年12月31日	2022年3月31日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	25,207	4	2022年12月31日	2023年3月31日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 44,100株

## 7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は銀行等金融機関からの借入によっております。デリバティブ取引については、その取引金額を外貨建予定取引（商品輸入）の実需の範囲内とする旨を「デリバティブ管理規程」で定めており、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

## ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。一部の外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常に同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。外貨建てのものについては、為替変動リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金及び事業買収のための資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建予定取引（商品輸入）に係る為替の変動リスクに対するヘッジ目的とした為替予約取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価の方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4) 会計方針に関する事項 ⑥ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

また、当社グループでは、会計上のヘッジ要件を満たさない外国為替証拠金取引を実施しておりますが、これについても外貨建予定取引（商品輸入）に係る為替の変動リスクに対するヘッジ目的で行っており、ヘッジ会計の適用対象となるデリバティブ取引と同様の管理体制を採用しております。

## ③ 金融商品に係るリスク管理体制

### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、「債権管理規程」に従い債権管理を行うこととし、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングするとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことにより、軽減を図っております。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建予定取引（商品輸入）については、為替変動リスクに対して、原則として為替予約取引を利用してヘッジしております。為替予約取引等デリバティブ取引の取引金額は、「デリバティブ管理規程」において、外貨建予定取引の実需の範囲内とする旨が定められており、その取引実行管理については、取引権限等を定めた社内規程に従っております。また、日次で実行残高、証拠金率及び損益状況等のモニタリングを実施しております。

### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません。((注2)参照)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
長期借入金(*2)	746,815	746,815	—
負債計	746,815	746,815	—
デリバティブ取引(*3)	(78,134)	(78,134)	—

(\*1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「外国為替差入証拠金」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(\*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(注1) デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。

通貨関連

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	外国為替証拠金取引 買建 米ドル	1,054,800	—	△71,175	△71,175

②ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定取引	4,550,595	2,291,750	△6,959

(注2) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	0

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年内(千円)	1年超5年内(千円)	5年超10年内(千円)	10年超(千円)
受取手形	42,094	—	—	—
売掛金	941,000	—	—	—

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

区分	1年内(千円)	1年超2年内(千円)	2年超3年内(千円)	3年超4年内(千円)	4年超5年内(千円)	5年超(千円)
長期借入金	208,152	163,152	148,152	148,112	41,921	37,326

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引	—	78,134	—	78,134
負債計	—	78,134	—	78,134

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	746,815	—	746,815
負債計	—	746,815	—	746,815

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2に分類しております。

デリバティブ取引

外国為替証拠金取引契約を締結している会社や取引先金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	コンタクトレンズ事業	コンサルティング事業	
コンタクトレンズ			
当社ブランド			
クリアレンズ	2,722,963	—	2,722,963
カラーレンズ	579,872	—	579,872
プライベートブランド			
クリアレンズ	1,645,711	—	1,645,711
カラーレンズ	632,114	—	632,114
コンサルティング	—	5,000	5,000
顧客との契約から生じる収益	5,580,661	5,000	5,585,661
外部顧客への売上高	5,580,661	5,000	5,585,661

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	880,386	983,095
契約負債	101,023	37,328

契約負債は、コンタクトレンズ事業において顧客から受け取った前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。また、当連結会計年度において契約負債が63,695千円減少した理由は、前受金の減少によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年以内の契約のため、記載を省略しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	315円41銭
(2) 1株当たり当期純利益	10円50銭

## 10. 企業結合等に関する注記

### (取得による企業結合)

当社は、2022年11月21日付で、株式会社フォー・アイズとの間でクリニック運営に関するコンサルティング事業の譲受について事業譲渡契約を締結し、2022年11月30日付で当該事業を譲り受けました。

#### (1) 企業結合の概要

##### ① 相手企業の名称

株式会社フォー・アイズ

##### ② 譲受事業の内容

医療脱毛クリニック運営に関するコンサルティング事業

##### ③ 企業結合を行った主な理由

将来の成長のため、今後、大きな成長が見込まれる自由診療クリニックのコンサルティング事業に進出することといたしました。

##### ④ 企業結合日

2022年11月30日

##### ⑤ 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

##### ⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として事業の譲受けを行ったためであります。

#### (2) 連結計算書類に含まれる取得した事業の業績の期間

2022年11月30日から2022年12月31日

#### (3) 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	59,090千円
取得原価		59,090千円

#### (4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザリー費用	10,000千円
弁護士に対する報酬・手数料等	3,500千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

59,090千円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

③ 債却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引受けた負債の額並びにその主な内訳

コンサルティング事業の譲受のため、該当事項はありません。

**貸 借 対 照 表**  
(2022年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,257,278	流 動 負 債	921,739
現 金 及 び 預 金	1,037,078	買 掛 金	38,340
受 取 手 形	42,094	短 期 借 入 金	350,000
売 掛 金	886,817	1年内返済予定の長期借入金	208,152
商 品	845,434	未 払 金	108,749
貯 藏 品	71,087	未 払 費 用	11,339
前 渡 金	69,545	未 払 法 人 税 等	75,544
前 払 費 用	25,299	契 約 負 債	37,323
外 国 為 替 差 入 証 拠 金	212,969	預 金	4,503
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	106,651	賞 与 引 当 金	11,970
そ の 他	70,499	株 主 優 待 引 当 金	6,800
貸 倒 引 当 金	△110,199	デ リ バ テ ィ ブ 債 務	4,243
固 定 資 産	232,786	そ の 他	64,772
有 形 固 定 資 産	30,796	固 定 負 債	625,554
建 物	21,157	長 期 借 入 金	538,663
工 具、器 具 及 び 備 品	9,639	長 期 預 金	13,000
無 形 固 定 資 産	49,172	デ リ バ テ ィ ブ 債 務	73,891
の れ ん	40,655	負 債 合 計	1,547,293
ソ フ ト ウ エ ア	8,516	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	152,817	株 主 資 本	1,947,599
関 係 会 社 株 式	10,947	資 本 金	273,422
繰 延 税 金 資 産	102,106	資 本 剰 余 金	321,149
破 産 更 生 債 権	79	資 本 準 備 金	173,422
そ の 他	39,763	そ の 他 資 本 剰 余 金	147,727
貸 倒 引 当 金	△79	利 益 剰 余 金	1,705,330
資 産 合 計	3,490,064	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,705,330
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,705,330
		自 己 株 式	△352,302
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△4,828
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△4,828
		純 資 産 合 計	1,942,770
		負 債 純 資 産 合 計	3,490,064

**損 益 計 算 書**  
 (2022年1月1日から)  
 (2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,271,102
売 上 原 価	4,026,963
売 上 総 利 益	1,244,138
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,097,185
営 業 利 益	146,953
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	9,499
為 替 差 益	26,631
業 務 受 託 手 数 料	19,200
そ の 他	5,787
	61,118
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	4,816
デ リ バ テ ィ ブ 評 價 損	75,335
そ の 他	2,291
	82,443
経 常 利 益	125,629
税 引 前 当 期 純 利 益	125,629
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	75,969
法 人 税 等 調 整 額	△31,525
当 期 純 利 益	44,443
	81,185

## 株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から)

(2022年12月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本							
	資本金	資本剩余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	273,422	173,422	152,220	325,642	1,696,732	1,696,732	△373,911	1,921,886
会計方針の変更による累積的影響額					△41,248	△41,248		△41,248
会計方針の変更を反映した当期首残高	273,422	173,422	152,220	325,642	1,655,484	1,655,484	△373,911	1,880,638
当期変動額								
剰余金の配当					△31,339	△31,339		△31,339
当期純利益					81,185	81,185		81,185
自己株式の処分			△4,493	△4,493			21,609	17,115
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	△4,493	△4,493	49,845	49,845	21,609	66,961
当期末残高	273,422	173,422	147,727	321,149	1,705,330	1,705,330	△352,302	1,947,599

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	55,888	55,888	1,977,774
会計方針の変更による累積的影響額			△41,248
会計方針の変更を反映した当期首残高	55,888	55,888	1,936,526
当期変動額			
剰余金の配当			△31,339
当期純利益			81,185
自己株式の処分			17,115
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△60,716	△60,716	△60,716
当期変動額合計	△60,716	△60,716	6,244
当期末残高	△4,828	△4,828	1,942,770

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

・子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② デリバティブ

時価法を採用しております。

##### ③ 棚卸資産

・商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～50年

工具、器具及び備品 4年～20年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 10年

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

#### (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

##### ハ. 株主優待引当金

株主優待に係る費用の発生に伴い、翌事業年度に支出すると見込まれる額を計上しております。

## (5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### イ. コンタクトレンズ事業

当社は、コンタクトレンズの製造及び販売を行っております。

当事業においては、顧客との販売契約に基づき、受注した商品を引き渡す義務を負っており、当該履行義務を充足する時点は商品の引渡時であることから、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、商品の国内販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。また、取引の対価は、義務の履行後、概ね5か月以内に受領（契約に基づき前受金を受領する場合がある。）しております。

なお、商品が返品された場合、当社は、当該商品の対価を返金する必要があります。この将来予想される返品部分に関しては、過去の実績に基づいた将来発生しうると考えられる予想返金額により算定し、販売時に収益を認識せず、顧客への返金が見込まれる金額については、返金負債を計上しております。

また、センターフィー等の顧客に支払われる対価が生ずる場合、取引価格は、契約において顧客と約束した対価から当該センターフィー等の見積額を控除した金額で算定しております。このセンターフィー等の見積額は、あらかじめ契約などで決定していることが多いことから、当該契約に基づき算定しております。

### ロ. コンサルティング事業

当社は、医療脱毛クリニック運営に関するコンサルティング業務を提供しております。

当事業においては、顧客との業務委託契約に基づき、コンサルティング業務を提供する義務を負っており、当該履行義務は、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。また、取引の対価は、義務の履行後、概ね1か月以内に受領しております。

## (6) ヘッジ会計の方法

- |               |   |
|---------------|---|
| ① ヘッジ会計の方法    | 繰延ヘッジ処理によっております。  |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…為替予約取引<br>ヘッジ対象…外貨建予定取引（商品輸入）   |
| ③ ヘッジ方針       | 「デリバティブ管理規程」に基づき金利変動リスク、為替相場の変動リスクを回避する目的で行っております。  |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法 | ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が一致しており、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を相殺することができることを確認しております。<br>また、実行可能性が極めて高いかどうかの判断を行っております。 |

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりであります。

### (1) 一定の返品が見込まれる取引

一定の返品が見込まれる取引について、従来は、返品実績に基づいて収益を減額しておりましたが、予想される返品部分に関しては、販売時に収益を認識しない方法に変更しております。

### (2) 顧客に支払われる対価

センターフィー等の顧客に支払われる対価について、従来は、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を追溯適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を追溯適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「その他」は、当事業年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の売上高は22,088千円減少し、販売費及び一般管理費は17,460千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ4,628千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は41,248千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。) 等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日) 第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品	845,434千円
貯蔵品	71,087千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 4. 追加情報

連結計算書類「連結注記表4. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 49,766千円

(2) 保証債務

下記の法人の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

医療法人緑風会 99,166千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権 34,203千円

② 短期金銭債務 15,251千円

### 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 184,429千円

販売費及び一般管理費 1,642千円

営業取引以外の取引高 19,512千円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式	560,211株
------	----------

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

貸倒引当金	33,743千円
賞与引当金	3,665千円
株主優待引当金	2,082千円
未払事業税	4,041千円
未払法定福利費	1,824千円
商品	26,920千円
返金負債	19,621千円
未払賞与	8,447千円
資産調整勘定	17,792千円
子会社株式	4,901千円
承認関係手数料	2,373千円
株式報酬費用	2,661千円
繰延ヘッジ損益	2,131千円
その他	2,338千円
繰延税金資産小計	132,542千円
評価性引当金	△30,435千円
繰延税金資産合計	102,106千円

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	新視野光学股份有限公司	所有直接 100%	資金の援助役員の兼任	資金の返済 (注) 1	—	関係会社短期貸付金 (注) 2	63,874
				利息の受取 (注) 1	—	未収利息	2,284
子会社	Sincere Vision Co.,Ltd.	所有直接 100%	資金の援助役員の兼任	資金の返済 (注) 1	—	関係会社短期貸付金	31,527
				利息の受取 (注) 1	312	未収利息	315

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1.資金の貸付については、市場金利及び子会社の調達金利を勘案して決定しております。

2.関係会社短期貸付金については、63,874千円の貸倒引当金を設定しております。

## 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類「連結注記表8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 308円28銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 12円90銭  |

## 12. 企業結合等に関する注記

連結計算書類「連結注記表10. 企業結合等に関する注記」に記載のとおりであります。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月24日

株式会社シンシア  
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	中 村 優
業 務 執 行 社 員	公認会計士	井 出 嘉 樹

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シンシアの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シンシア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の事項

会社の2021年12月31日をもって終了した前連結会計年度の連結計算書類は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結計算書類に対して2022年2月25日付けで無限定適正意見を表明している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月24日

株式会社シンシア  
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	中 村 優
業 務 執 行 社 員	公認会計士	井 出 嘉 樹

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シンシアの2022年1月1日から2022年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の事項

会社の2021年12月31日をもって終了した前事業年度の計算書類は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該計算書類に対して2022年2月25日付けで無限定適正意見を表明している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当社は2022年3月30日開催の第14回定時株主総会にて定款の一部を変更し、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。

つきましては、当監査等委員会は2022年1月1日から2022年3月30日（定時株主総会終了時）までの監査について、当時の各監査役が実施した監査内容を引継ぎ、その内容を確認のうえ、当事業年度の監査報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131号各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月24日

株式会社シンシア 監査等委員会  
常勤監査等委員 中本義人   
監査等委員 加瀬豊   
監査等委員 不破鉄二 

(注) 常勤監査等委員中本義人、監査等委員加瀬豊及び不破鉄二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋箱崎町42番1号

T-CATホール1階



交通 地下鉄半蔵門線水天宮前駅 1a出口より直結

地下鉄日比谷線人形町駅 A1出口より徒歩約5分

地下鉄都営浅草線人形町駅 A3・A5出口より徒歩約7分

地下鉄都営新宿線浜町駅 A2出口より徒歩約10分